

○ 財政融資資金地方資金運用事務処理細則

〔平成27年3月31日
財理第1586号〕

最終改正：令和5年3月31日財理第1003号

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 地方長期資金等貸付前の手続（第6条～第11条）
- 第3章 地方長期資金等の貸付け（第12条～第15条）
- 第4章 地方短期資金の貸付け（第16条～第19条）
- 第5章 財務状況把握（第20条～第25条）
- 第6章 報告等（第26条・第27条）
- 第7章 雑則（第28条～第30条）
- 附則

第1章 総則

（通則）

第1条 財務局長又は財務事務所長（以下「財務局長等」という。）が、財政融資資金地方資金の運用に関し行う事務については、法令その他の規定に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

（定義）

第2条 この細則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 管理運用規則 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）をいう。
- 二 地方公共団体 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体のうち財産区を除くものをいう。ただし、第9号、第10号、第7条及び第5章においては、同法第1条の3第2項に規定する普通地方公共団体及び同条第3項に規定する特別地方公共団体のうち特別区をいう。
- 三 地方資金 管理運用規則第13条に規定する地方資金をいう。
- 四 地方長期資金等 管理運用規則第15条第2項に規定する地方長期資金及び同条第3項に規定する地方特別資金をいう。
- 五 地方短期資金 管理運用規則第15条第4項に規定する地方短期資金をいう。

- 六 資金年度 管理運用規則第17条に規定する資金貸付予定額（以下「資金貸付予定額」という。）の決定の対象となった年度をいう。
- 七 同意等 総務大臣又は都道府県知事が地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第1項に規定する協議において行う同意、若しくは同法第5条の4第1項及び第3項から第5項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）第13条第1項の規定により行う許可をいう。
- 八 届出 地方公共団体が地方財政法第5条の3第6項の規定により行う届出のうち、総務大臣又は都道府県知事が同条第1項に規定する協議を受けたならば同条第7項第1号の同意をすることとなると認められる地方債に係るものをいう。
- 九 財務状況把握 融資審査の充実を図るため、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から、融資主体として、融資先である地方公共団体の財務状況（債務償還能力及び資金繰り状況をいう。以下同じ。）を把握することをいう。
- 十 行政キャッシュフロー計算書 地方公共団体の一決算年度における現金預金の流れを「行政活動の部」、「投資活動の部」、及び「財務活動の部」に区分して表示した計算書をいう。
- 十一 財務指標 行政キャッシュフロー計算書を利用して算定される指標をいう。
- 十二 実地監査 財政融資資金地方資金貸付先実地監査細則（平成12年蔵理第4444号。以下「実地監査細則」という。）第1条にいう地方資金の貸付先に対する実地監査をいう。
- 十三 不適切事案の処理 財政融資資金地方資金貸付先実地監査の審査及び結末処理に関する基準（平成26年財理第1320号。以下「結末処理基準」という。）第2（貸付資金の使用状況等）にいう不適切事案の処理をいう。
- 十四 文書注意 結末処理基準第3（公営企業の経営状況）に規定する文書注意をいう。

（地方資金の貸付けの制限）

第3条 財務局長等は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体に対して、地方資金の貸付けを行わないものとする。

- 一 地方資金の元金の償還計画が確立されていない等のため元金の償還又は利子の支払いが不能と認められる地方公共団体
- 二 地方資金の元金の償還又は利子の支払いを現に延滞している地方公共団体又は所要の公債費を予算に計上していない等のため今後において延滞の生ずるおそれのある地方公共団体

- 三 実地監査において、不適切事案の処理及び文書注意を行った地方公共団体のうち、特段の理由もなく所要の措置を講じない地方公共団体
- 四 過去において、著しく事実に相違した借入申込みにより地方資金を借り入れており、適正な借入申込みを担保するための改善措置が現に講じられていると認められない地方公共団体
- 五 借入申込書その他の管理運用規則に基づき財務大臣に提出することとされている書類に虚偽の記載をしていると認められる地方公共団体
- 六 財務の経理が著しく不明確である地方公共団体

(地方長期資金等の貸付けの制限)

第4条 財務局長等は、管理運用規則第18条第1項に規定する貸付対象事業（以下「貸付対象事業」という。）が次の各号のいずれかに該当する地方公共団体に対して、当該事業に係る地方長期資金等の全部又は一部について貸付けを行わないものとする。

- 一 起債の同意等を受けていない若しくは届出がされていない又は資金貸付予定額の決定に際して付された条件を満たしていない事業
- 二 事業実施計画が不適切等のためその遂行が困難であると認められる事業
- 三 効果が少ない、永続性のない又は事業施行結果の確認が甚だしく困難な事業

2 財務局長等は、起債対象事業費のうち次の各号のいずれかに該当する事業費が含まれている地方公共団体に対して、当該事業費に係る地方長期資金等の貸付けを行わないものとする。

- 一 一般調査費、維持管理費等の一般財源をもって支弁することが適当であると認められる事業費
- 二 私有財産に係る事業費であって、その経費を受益者に負担させることが適当であると認められる事業費

3 財務局長等は、財務状況が著しく悪化し、かつ、財務状況の改善のための努力が行われていないと認められる地方公共団体に対して、地方長期資金等の貸付けを行わないものとする。

(地方短期資金の貸付けの制限)

第5条 財務局長等は、赤字の地方公共団体（地方公営企業（地方財政法第5条第1号に規定する公営企業をいう。以下同じ。）に係る貸付けの場合にあっては当該地方公営企業、以下第4章において同じ。）に対して、原則として地方短期資金の貸付けを行わないものとする。

第2章 地方長期資金等貸付前の手続

(金利方式の設定)

第6条 地方公共団体が各事業について金利方式の設定を申し込む場合には、財務局長等は、可能な限り速やかに管理運用規則第15条の2に規定する財政融資資金地方長期資金等借入金利設定(変更)申込書(以下この条において「申込書」という。)を提出させるものとする。

- 2 地方公共団体が各事業について設定済みの金利方式の変更を申し込む場合には、財務局長等は、適用開始年度の前年度の3月31日までに申込書を提出させるものとする。
- 3 財務局長等は、前2項の規定により提出を受けた申込書について、その写しを財務省理財局長(以下「理財局長」という。)に送付するものとする。

(融資審査の厳格化)

第7条 財務局長等は、貸付けを予定する前年度において健全化法第6条第1項に規定する財政健全化団体(以下「財政健全化団体」という。)について、貸付けを予定する年度の4月末日までに第23条第4項の規定により作成された別紙第1号書式(乙)の年度財政融資資金 融資審査表(Ⅱ. 財務の健全性に係る確認)により、財務の健全性について審査を行うものとする(以下「融資審査の厳格化」という。)。なお、貸付けを予定する前年度において第23条の規定によるヒアリングを実施しなかった財政健全化団体については、別紙第1号書式(乙)を作成の上、財務の健全性について審査を行うものとする。

- 2 財務局長等は、融資審査の厳格化により、貸付けを行うことが適当でないと整理した場合には、速やかに任意の様式により理財局長に報告するとともに、別紙第2号書式の年度における財政融資資金の取扱いについてにより、当該地方公共団体に通知し、当該地方公共団体への貸付けは行わないこととする。ただし、一般会計債のうち災害復旧事業、辺地対策事業、過疎対策事業及び一般補助施設整備等事業(特別転貸債)に係るもの並びに公営企業債についてはこの限りでない。
- 3 財務局長等は、財政健全化団体以外の地方公共団体について、次条第1項に規定する起債予定額の進達までに別紙第1号の2書式の財政融資資金貸付審査参考資料の所見欄の記載を行い、財務の健全性について審査を行うものとする。

(資金貸付予定額の決定)

第8条 財務局長等は、管理運用規則第16条第1項の規定により事業計画に関する書類(借入れの目的である事業について、地方債計画事業区分、起債の目

的（事業名）、起債対象事業費、起債対象内事業費の財源内訳、充当率、起債予定額、資金区分等が記載されたものをいう。）の提出を受けた地方公共団体について、別紙第1号書式（甲）の「年度財政融資資金 融資審査表（I. 事業計画の内容に係る確認）」の作成を行い、事業計画の内容について審査を行った上で、理財局長に対し起債予定額を進達するものとする。

- 2 財務局長等は、前項に規定する審査を行った結果、資金貸付予定額を決定しないこととした場合には、速やかに任意の様式により理財局長に報告するものとする。
- 3 財務局長等は、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体について、起債協議書又は起債許可申請書の写しを徴求し、理財局長から通知された同意等額の範囲内であることを確認した上で、資金貸付予定額を決定するものとする。
- 4 財務局長等は、地方財政法施行令第2条第1項第2号に掲げる地方公共団体について、充当調整の結果に基づき資金貸付予定額を決定するものとする。
- 5 第1項から前項までの規定は、地方公共団体が届出をし、貸付けを受けようとする場合には、適用しない。この場合において、財務局長等は、第1項に規定する融資審査表の作成及び審査を行い、理財局長から通知された当該届出に係る地方債の限度額の範囲内であることを確認した上で、資金貸付予定額を決定するものとする。

（資金貸付予定額等の通知）

第9条 管理運用規則第17条にいう財政融資資金貸付予定額通知書は別紙第3号書式（甲）又は（乙）の財政融資資金貸付予定額通知書のとおりとする。

- 2 財務局長等は、前条第1項に規定する審査を行った結果、資金貸付予定額を決定しないこととした場合には、別紙第3号書式（丙）の財政融資資金貸付予定額通知書（資金貸付予定額の決定を行わないことについて）により当該地方公共団体に通知するものとする。
- 3 財務局長等は、管理運用規則第17条に規定する財政融資資金貸付予定額通知書を通知した地方公共団体に対して、通知した事項に変更が生じた場合は、その変更内容について別紙第4号書式（甲）の財政融資資金貸付予定額変更通知書により当該地方公共団体に通知するものとする。

（計画の変更）

第10条 財務局長等は、地方公共団体から管理運用規則第18条第1項の規定により事業計画変更の理由及び変更後の事業計画を記載した書類の提出を受けた場合は、速やかに審査の上、計画変更の承認の可否を決定するものとする。

- 2 管理運用規則第18条第1項にいう事業計画の変更をしようとする場合とは、起債の増額を要しないものであって、事業計画変更の内容が次の各号のいずれかに該当する場合をいうものとする。ただし、専ら国の直轄事業又は国の補助事業の地方負担額に着目して資金貸付予定額を決定した事業に係る場合及び事業計画変更の内容がきわめて軽微である場合を除く。
- 一 貸付対象事業の全部又は一部を取り止め、代わりに同種事業（資金貸付予定額決定上、貸付対象事業とあわせて一件として取扱うことのできる他の事業をいう。以下同じ。）を貸付対象に加えようとする場合
 - 二 貸付対象事業に係る事業費の減少又は当該事業費に充てるべき特定財源の増加によって本来不用となすべき資金貸付予定額が生ずる場合に同種事業を貸付対象に加えようとする場合
- 3 財務局長等は、第1項に規定する審査の結果、計画変更を承認する場合であって、資金貸付予定額を減額したときは、別紙第4号書式（甲）の財政融資資金貸付予定額変更通知書により当該地方公共団体に通知するものとする。この場合において、当該地方公共団体が地方財政法施行令第2条第1項第2号に掲げる地方公共団体の場合には、別紙第4号書式（乙）の財政融資資金貸付予定額変更通知書（関係都道府県分）により当該地方公共団体を管轄する都道府県に通知するものとする。
- 4 財務局長等は、第1項に規定する審査の結果、計画変更を承認しない場合には、別紙第4号書式（丙）の財政融資資金貸付予定額変更通知書（計画変更を承認しないことについて）により当該地方公共団体に通知するものとする。

（起債事業実地調査）

第11条 財務局長等は、管理運用規則第17条の規定により資金貸付予定額を通知した地方公共団体に対して、事務の繁閑及び貸付予定日等を考慮しつつ、必要に応じて起債事業実地調査（資金貸付予定額決定時の審査の補完、貸付けを予定している事業に対する理解の向上等を目的とした実地調査をいう。）を実施するものとする。

第3章 地方長期資金等の貸付け

（地方長期資金等の貸付条件）

第12条 地方長期資金等における貸付条件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 利率 財務大臣が定め、財務省ホームページで公表した利率
- 二 違約金の割合 年10%

- 三 金利方式 固定金利方式（貸付けの約定期間中、貸付金利が一定である貸付けに係る金利方式をいう。）又は利率見直し方式（貸付けの約定期間中、5年毎、10年毎、15年毎、20年後又は30年後に貸付金利を見直すことが予定されている貸付けに係る金利方式をいう。）とする。ただし、臨時財政対策債については、利率見直し方式（5年毎・10年毎に限る。）のみとする。
- 四 償還期限及び据置期間 毎年度、別に定める。
- 五 貸付期日 資金貸付予定額を決定した年度（以下「貸付予定額決定年度」という。）の翌年度の5月末日までとし、原則として3月26日から3月31日を除いた期日とする。ただし、管理運用規則第28条第2項の規定により貸付期日が延長された場合はその延長された期日までとし、管理運用規則第28条の2第1項の規定により繰越しを行った資金に係る貸付けについては貸付予定額決定年度の3月末日までとする。
- 六 償還方法 半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還とする。ただし、第8号イに掲げる貸付分については、年賦元利均等償還又は年賦元金均等償還とする。
- 七 元金償還の開始日 据置期間の終了直後に到来する元利金支払期日
- 八 元利金支払期日 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期日によるものとする。
- イ 公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分 9月1日
- ロ 9月及び3月の貸付分 9月1日及び3月1日
- ハ イ及びロに掲げるもの以外の貸付分 9月25日及び3月25日

（貸付期日の延長）

第13条 財務局長等は、管理運用規則第28条第1項の規定により、地方公共団体から財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認申請書の提出を受けた場合には、貸付期日延長の承認の可否を審査し、決定するものとする。この場合において、貸付対象事業が次の各号に掲げる要件を具備していなければ、貸付期日延長を承認してはならない。

- 一 貸付対象事業の完成（継続事業にあつては、貸付予定額決定年度の予定事業の完了をいう。以下同じ。）の遅延がやむを得ない理由によるものであること。
- 二 貸付対象事業が貸付予定額決定年度の翌年度の3月末日までに完成すると見込まれるものであること。
- 三 貸付対象事業について、翌年度への繰越その他の予算措置が適切になされているものであること。

- 2 管理運用規則第28条第2項に規定する財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認通知書は、別紙第6号書式（甲）の財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認通知書のとおりとする。
- 3 財務局長等は、第1項に規定する審査の結果、貸付期日延長を承認しないこととした場合には、別紙第6号書式（乙）の財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認通知書（期日延長を承認しないことについて）により当該地方公共団体に通知するものとする。
- 4 財務局長等は、第1項に規定する審査の結果、貸付期日延長を承認したものについて、管理運用規則第19条の規定により地方公共団体から提出を受けた財政融資資金地方長期資金等貸付予定額不用額報告書に基づき、別紙第7号書式の財政融資資金地方長期資金貸付及び期日延長状況調を作成し、貸付予定額決定年度の翌年度の6月1日までに理財局長に報告するものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、貸付期日延長の承認を受けた地方公共団体が、決定された貸付期日について更に延長の承認を受けようとする場において準用する。

（地方長期資金等の貸付けに係る審査）

第14条 財務局長等は、管理運用規則第29条第1項の規定により地方公共団体から財政融資資金地方長期資金等借入申込書の提出を受けた場合には、貸付対象事業の進捗状況等を勘案しながら貸付けの可否を審査し、決定するものとする。この場合において、次の各号に掲げる要件を具備していなければ当該貸付けを行わないものとする。

- 一 管理運用規則第29条第1項の規定により提出を受けた事業実施状況等調書に記載された内容が適債性を有していること。
- 二 貸付対象事業が完成する見込みで貸し付ける場合については、原則として事業の完成が遅延する理由が記載された書面に基づき、財務局長等により完成が見込まれると認められた事業であること。
- 三 決算済事業費ではないこと。ただし、次に掲げるものであって、貸付申請において決算済であることを明らかにしたものについてはこの限りでない。
 - イ 施越事業であることを明らかにして起債の同意等を受けた補助災害復旧事業費
 - ロ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の規定により同法の適用を受けた地方公営企業の事業費で、その財源につき起債の同意等を受けたにもかかわらず、当該同意等を受けた年度の決算において未払金として処理されたもの

- ハ イ及びロに掲げるもののほか、実態に照らし決算済事業費を貸付対象とすることがやむを得ないものとして理財局長が認めるもの
- 四 一件の金額が十万円以上であり、端数金額の単位が十万円以上であること。
ただし、十万円に満たない資金貸付予定額を特に決定した場合はこの限りでない。なお、償還期限等の関係により借用証書が数枚にわたる場合であっても、資金貸付予定額が一括して決定されているものは、あわせて一件として取扱う。
- 五 地方公共団体が資金を転貸する場合については、原則として次に掲げる要件を具備していること。
- イ 転貸する資金の利率並びに据置期間及び償還期限が、地方公共団体が借り入れる条件と同一であること。
- ロ 地方公共団体と転貸先との間で締結する借用証書その他の契約書等に「この借入金について関係官庁から随時調査を受け又は報告を徴せられても差支えありません。」及び「この借入金は、速やかに借入の目的のために使用しますが、万一右の目的以外に使用し又は借入後長期にわたり使用しないことがある場合においては、繰上償還を求められても異存はありません。」旨の文言（以下「繰上償還条項等」という。）があること。
- 2 財務局長等は、前項第2号の規定により貸付対象事業が完成する見込みで貸し付けた場合には、貸付対象事業の完成後速やかに地方公共団体から完成報告を受けるものとする。
- 3 財務局長等は、第1項第5号ロにいう契約書等に繰上償還条項等がない場合には、当該地方公共団体に対して契約書等に繰上償還条項等を挿入するよう指導する。
- 4 財務局長等は、第1項に規定する審査の結果、貸付けを行おうとする場合には、管理運用規則第30条にいう地方長期資金等貸付額及び諸条件を決定するものとする。

（地方長期資金等貸付額等の通知）

第15条 管理運用規則第30条に規定する財政融資資金貸付通知書は別紙第5号書式（甲）又は（乙）のとおりとする。

- 2 財務局長等は、前条第1項に規定する審査の結果、貸付けを行わないことを決定した場合には、別紙第5号書式（丙）により当該地方公共団体に通知するものとする。

第4章 地方短期資金の貸付け

（地方短期資金の種類）

第16条 地方短期資金の種類については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとし、種類別に区分経理するものとする。

- 一 一般財政調整資金 年度中における歳入と歳出の不均衡を調整するための資金
- 二 災害つなぎ資金 災害発生に伴う緊急な資金需要のため必要な資金

(地方短期資金の貸付条件)

第17条 地方短期資金における貸付条件は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 利率 財務大臣が定め、財務省ホームページで公表した利率
- 二 違約金の割合 年10%
- 三 貸付期間 原則として、3か月以内であって歳計現金の一時的不足の調整のため必要な期間
- 四 借換え 真にやむを得ない場合に限り、新規貸付けと同様の手続きを経て、3か月以内の期間で認めることができる。
- 五 回収の期日 貸付けを行った年度の3月25日を越えることはできない。ただし、財務局長等が金融情勢その他やむを得ない事情により特に必要と認めた場合は、当該年度内の回収計上が可能な限度において延長することができる。

(地方短期資金の貸付けに係る審査)

第18条 財務局長等は、管理運用規則第33条の規定により地方公共団体から財政融資資金地方短期資金借入申込書の提出を受けた場合は、財政融資資金以外からの資金調達が困難であることを確認した上で、別紙第9号書式の財政融資資金地方短期資金借入申込審査書を作成の上、貸付けの可否を審査し、決定するものとする。

- 2 財務局長等は、前項の貸付けの可否を決定する場合、第16条第1号に規定する一般財政調整資金についてはその趣旨にのっとり、次の各号により地方公共団体の歳計現金の一時的不足を調整するために必要な金額を把握するとともに、期限内償還の確保に留意するものとする。
 - 一 歳入のうち、地方交付税、地方債等の収入時期については、繰上交付の有無及び起債の同意等、起債の届出の時期等の一般情勢を把握するものとする。
 - 二 起債を財源とする事業費については、起債の同意等又は起債の届出がない限り支出所要額と認めないものとする。ただし、重要な継続事業であって、当該貸付けがなければ工事中断のため重大な損失を生ずるおそれのあるものについては、当該年度内に起債の同意等又は地方財政法施行令第17条第4項

に規定する通知（以下この号において「通知」という。）の見込みが確実な場合に限り、起債の同意等の決定前又は通知の前においてもその同意等見込額又は通知見込額の範囲内でその所要額を貸付けの対象とすることができる。

- 3 財務局長等は、災害その他の不可抗力により地方資金の元金の償還又は利子の支払いを現に延滞している地方公共団体に対して、第3条第2号の規定にかかわらず、その事情を勘案して貸付けを行うことができるものとする。
- 4 財務局長等は、管理運用規則第33条の規定により地方公共団体から提出を受ける月別資金繰表について、貸付所要額等の把握に支障がないと認められる場合には、その一部の記載の省略又は科目等の変更を認めることができるものとする。
- 5 財務局長等は、第1項に規定する審査の結果、貸付けを行おうとする場合には、管理運用規則第34条にいう地方短期資金貸付額及び諸条件を決定するものとする。

（地方短期資金貸付額等の通知）

- 第19条 管理運用規則第34条に規定する財政融資資金貸付通知書は別紙第5号書式（甲）、財政融資資金借換通知書は別紙第8号書式（甲）のとおりとする。
- 2 財務局長等は、前条第1項に規定する審査の結果、貸付けを行わないことを決定した場合には別紙第5号書式（丙）（地方短期資金貸付額が借換えに係るものである場合には別紙第8号書式（乙））により当該地方公共団体に通知するものとする。

第5章 財務状況把握

（財務状況把握の対象）

- 第20条 財務局長等は、地方資金の貸付けを行う全ての地方公共団体を対象として財務状況把握を実施するものとする。
- 2 財務状況把握の対象会計は、普通会計及び公営企業会計とする。ただし、公営企業会計を対象とする財務状況把握は、公営企業会計に対する繰出金や公営企業会計の資金不足について、普通会計の債務償還能力や資金繰り状況への影響を確認するという観点から実施するものとする。

（モニタリングの実施等）

- 第21条 財務局長等は、行政キャッシュフロー計算書、財務指標、決算関係資料及び別紙第1号の2書式等の資料を参考として地方公共団体の財務状況について把握し、個別指標に特異な変動が見られる場合には、その要因を確認する

こと（以下「モニタリング」という。）に努めるものとする。ただし、都道府県のモニタリングは、当該都道府県の区域を管轄する財務局長が行い、その内容を当該都道府県の区域を管轄する財務事務所に還元する。

- 2 財務局長等は、モニタリングにおいて当該地方公共団体の公営企業（実地監査細則第3条にいう公営企業をいう。以下同じ。）の著しい経営悪化を把握した場合には、優先的に実地監査の対象とするものとする。

（ヒアリング実施予定団体の選定）

第22条 財務局長等は、市町村及び特別区（以下「市区町村」という。）について、モニタリングの内容を踏まえつつ、毎年度ヒアリング実施予定団体を計画的に選定し、当該年度の5月15日までに、その選定理由とともに別紙第10号書式の 年度財務状況ヒアリング実施予定団体一覧表により理財局長に報告するものとする。

- 2 財務局長は、都道府県について、モニタリングの内容を踏まえてヒアリング実施予定団体を計画的に選定し、理財局長に報告するものとする。

（ヒアリングの実施等）

第23条 財務局長等は、前条第1項に基づき選定したヒアリング実施予定団体（以下第4項までにおいて「ヒアリング実施予定団体」という。）に対してヒアリングを実施しようとする場合には、あらかじめ日程調整を行った上で、ヒアリングの目的、内容及び日時等をヒアリング実施予定団体に通知するとともに、ヒアリング実施予定団体の事務負担に留意し、事前にヒアリング項目を整理するものとする。

- 2 財務局長等は、同一の年度において実地監査の対象として選定しているヒアリング実施予定団体については、地方公共団体の事務負担や年度内のスケジュールを勘案し、効率的であると考えられる場合には同一の日程で実施するなど、効率的にヒアリングを実施するものとする。
- 3 財務局長等は、ヒアリングにおいて、当該地方公共団体の公営企業の著しい経営状況の悪化を把握した場合には、優先的に実地監査の対象とするものとする。
- 4 財務局長等は、ヒアリング実施後速やかに、ヒアリングの実施結果及び財務状況把握の結果を整理するとともに、別紙第1号書式（乙）を作成するものとする。ただし、財務状況把握の結果において別に定める診断基準に該当しないものについては、別紙第1号書式（乙）の作成を要しない。
- 5 財務局長は、前条第2項に基づき選定したヒアリング実施予定団体に対して、財務事務局長と連携してヒアリングを実施した上で、ヒアリングの実施結果を整理し、理財局長へ報告するものとする。

(ヒアリング実施団体に対する診断表の交付及び実施結果等の報告)

第24条 財務局長等は、前条第1項に基づきヒアリングを実施した場合には、速やかにヒアリングを実施した市区町村（以下「ヒアリング実施団体」という。）に対して財務状況把握の結果概要（以下「診断表」という。）を交付するものとする。

2 財務局長等は、融資審査の厳格化により貸付けを行うことが適当でないと整理した財政健全化団体及び当該財政健全化団体と同様の財務状況が前条第4項に基づき作成した別紙第1号書式（乙）によって確認されたヒアリング実施団体については、その旨を診断表へ特記するものとする。

3 財務局長等は、実地監査において結末処理基準第3（公営企業の経営状況）に規定する文書照会、文書注意、貸付制限又は繰上償還を行ったヒアリング実施団体については、その旨を診断表へ特記するものとする。

4 財務局長等は、ヒアリングを実施した年度の翌年度の4月10日までに、ヒアリングの実施結果及び診断表の交付結果を別紙第11号書式の年度財務状況ヒアリング実施報告書により理財局長に報告するものとする。

第25条 財務状況把握は、前5条に規定するもののほか、別に定める「地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブック」及び「地方公共団体向け財政融資財務状況把握執務参考資料」を活用して実施するものとする。

第6章 報告等

(理財局長に対する随時報告)

第26条 財務局長等は、次の各号に掲げる事項について、その状況等が判明の都度、理財局長に報告するものとする。

- 一 風水害その他災害があった場合はその被害の状況
- 二 地方公共団体における不正事件、貸付対象事業に関する紛争又は財政若しくは資産状態に重大な影響があると認められる事件
- 三 その他特に地方資金の貸付けに関し参考となる事項

2 財務局長等は、この細則に規定されていない事項について処理しなければならない場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ理財局長に当該事項の内容を報告し、理財局長の指示するところにより処理するものとする。

(書類の経由)

第27条 財務事務所長は、この細則の規定により理財局長へ報告する場合には、財務局長を経由するものとする。

第7章 雑則

(借用証書の記番号)

第28条 借用証書の記番号は、地方公共団体別に5桁の数字（一部英字を含む。）を用いた番号とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 地方長期資金等 上2桁は資金年度、下3桁は資金年度別の通し番号を付する。

二 地方短期資金 上2桁は資金年度、それに続く中2桁は新規貸付けごとに資金年度別の通し番号とし、下1桁にアルファベット順の英文字1字を用いた枝番（新規貸付けを「A」とし、借換えが行われる場合の枝番は「B」から順次付する。）を付する。

2 債務承継があった場合は、旧地方公共団体（管理運用規則第39条第1項第1号に規定する旧地方公共団体をいう。）の借用証書の記番号をそのまま使用することなく、債務承継に係る借用証書に記載された資金年度と同一の資金年度における新地方公共団体（管理運用規則第39条第1項第1号に規定する新地方公共団体をいう。以下同じ。）の借用証書の記番号のうち最も大きい番号の次の番号から前項の要領により通し番号を付すことにより、新地方公共団体の借用証書の記番号に改訂させるものとする。

(資金名)

第29条 管理運用規則及びこの細則の規定により作成する貸付関係書類に記載する資金名は、次の区分により当該各区分に該当する資金名とする。

区分		資金名	
地方長期資金等	一般事業資金	地方公共団体普通事業資金	
	歳入欠かん等債資金	歳入欠かん等債資金	
	小災害債資金	公共土木施設等 災害分	小災害債資金（公共土木等 分）
		農地等災害分	小災害債資金（農地等分）
公営企業等資金		地方公営企業等資金	
地方短期資金		地方短期資金	

(読替規定)

第30条 地方公共団体が沖縄総合事務局の管轄区域内にある場合においては、この細則の適用にあたって、「財務局長」を「沖縄総合事務局長」と読替えるものとする。

2 地方公共団体が北海道財務局小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にある場合においては、この細則の適用にあたって、「財務事務所長」を「小樽出張所長又は北見出張所長」と読替えるものとする。

3 地方公共団体が福岡財務支局の管轄区域内にある場合においては、この細則の適用にあたって、「財務局長」を「福岡財務支局長」と読替えるものとする。

附 則 (平成27年3月31日財理第1586号)

(施行期日)

第1条 この細則は、平成27年3月31日から施行する。

(普通地方長期資金等の貸付条件に係る経過措置)

第2条 第15条第3号及び第6号の規定は、平成27年度の予算に係る財政融資資金の貸付けから適用し、平成26年度以前の予算に係る財政融資資金の貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

(管理運用規則の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第17条第1項第1号及び同条第2項に規定する事業実施状況等調書には、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令(平成27年財務省令第19号)附則第2条第2項の規定により事業実施状況等調書とみなされた書類を含むものとする。

(金利方式の設定に関する特例)

第4条 第6条第2項に規定する申込書の提出期限については、平成27年度資金より適用するものに限り、平成27年5月31日とする。

附 則 (平成28年4月1日財理第957号)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月3日財理第1093号)

(施行期日)

第1条 この細則は、平成29年4月3日から施行する。

(財務状況把握のヒアリング実施予定団体の選定に関する特例)

第2条 第25条第1項に規定する報告の期限については、平成29年度に限り、平成29年7月31日とする。

附 則 (平成29年6月15日財理第2017号)

この細則は、平成29年6月15日から施行する。

附 則 (平成30年4月2日財理第974号)
(施行期日)

第1条 この細則は、平成30年4月2日から施行する。

(金利方式の設定に関する特例)

第2条 第6条第2項に規定する申込書の提出期限については、平成30年度資金より償還期限又は据置期間が延長される事業について設定済みの金利方式の変更を申し込む場合に限り、平成30年5月31日とする。

附 則 (平成31年4月1日財理第1160号)
(施行期日)

第1条 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

(金利方式の設定に関する特例)

第2条 第6条第2項に規定する申込書の提出期限については、平成31年度資金より償還期限又は据置期間が延長される事業について設定済みの金利方式の変更を申し込む場合に限り、平成31年5月31日とする。

附 則 (令和元年5月24日財理第1789号)
この細則は、令和元年5月24日から施行する。

附 則 (令和元年8月9日財理第2591号)
この細則は、令和元年8月9日から施行する。

附 則 (令和2年4月14日財理第1341号)
(施行期日)

第1条 この細則は、令和2年4月14日から施行する。

(財務状況把握のヒアリング実施予定団体の選定に関する特例)

第2条 第25条第1項に規定する報告の期限については、令和2年度に限り、令和2年6月15日とする。

附 則 (令和2年6月17日財理第2031号)
(施行期日)

第1条 この細則は、令和2年6月17日から施行する。

(普通地方長期資金等の貸付条件に関する特例)

第2条 令和2年度及び3年度において起債される地方財政法附則第33条の5の12に規定する地方債については、第15条第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、金利方式は固定金利方式、償還方法は満期一括償還とする。

2 前項の地方債に係る第32条に規定する資金名については、区分を「普通地方

長期資金等」のうち「猶予特例債資金」とし、資金名を「猶予特例債資金」とする。

附 則 (令和3年2月26日財理第568号)
(施行期日)

第1条 この細則は、令和3年2月26日から施行する。

(普通地方長期資金等の貸付条件に関する特例)

第2条 令和2年度資金に限り、第15条第3号中「臨時財政対策債」とあるのは「臨時財政対策債及び減収補填債」と読み替えて適用する。

附 則 (令和3年3月12日財理第805号)
(施行期日)

第1条 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

(旧書式の使用)

第2条 この細則の施行の際、現に存するこの細則による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和3年6月25日財理第2148号)
(施行期日)

第1条 この細則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日財理第1003号)
(施行期日)

第1条 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この細則による改正前の財政融資資金地方資金運用事務処理細則第2条第5号、第12条から第14条、第18条、第21条第2項第1号、第31条第1項第2号及び第32条の規定は、令和5年度において運用する令和4年度の予算に係る財政融資資金の貸付けについて、なおその効力を有する。

(旧書式の使用)

第3条 この細則の施行の際、現に存するこの細則による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

書式目次

- 別紙第1号書式(甲) 年度財政融資資金 融資審査表
(I. 事業計画の内容に係る確認)
- 別紙第1号書式(乙) 年度財政融資資金 融資審査表
(II. 財務の健全性に係る確認)
- 別紙第1号の2書式 財政融資資金貸付審査参考資料
- 別紙第2号書式 年度における財政融資資金の取扱いについて
- 別紙第3号書式(甲) 財政融資資金貸付予定額通知書(通常分)
- 別紙第3号書式(乙) 財政融資資金貸付予定額通知書(繰越分)
- 別紙第3号書式(丙) 財政融資資金貸付予定額通知書
(資金貸付予定額の決定を行わないことについて)
- 別紙第4号書式(甲) 財政融資資金貸付予定額変更通知書
- 別紙第4号書式(乙) 財政融資資金貸付予定額変更通知書(関係都道府県分)
- 別紙第4号書式(丙) 財政融資資金貸付予定額変更通知書
(計画変更を承認しないことについて)
- 別紙第5号書式(甲) 財政融資資金貸付通知書(固定金利方式)
- 別紙第5号書式(乙) 財政融資資金貸付通知書(利率見直し方式)
- 別紙第5号書式(丙) 財政融資資金貸付通知書(貸付を行わないことについて)
- 別紙第6号書式(甲) 財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認通知書
- 別紙第6号書式(乙) 財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認通知書
(期日延長を承認しないことについて)
- 別紙第7号書式 財政融資資金地方長期資金貸付及び期日延長状況調
- 別紙第8号書式(甲) 財政融資資金借換通知書
- 別紙第8号書式(乙) 財政融資資金借換通知書(借換に応じないことについて)
- 別紙第9号書式 財政融資資金地方短期資金借入申込審査書
- 別紙第10号書式 年度財務状況ヒアリング実施予定団体一覧表
- 別紙第11号書式 年度財務状況ヒアリング実施報告書

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 ①②の欄については問題の有無により「○」「×」を記入する。
- 3 「事業計画の内容に係る確認結果の整理」の欄については「適」「否」を記入し、「否」の場合は備考欄に詳細を記入する。
- 4 財務局及び財務事務所において他の書類により同様の内容を確認している場合は、省略することができるものとする。

年度財政融資資金 融資審査表(Ⅱ. 財務の健全性に係る確認)

(団体名)	類似団体区分	政令市	健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率							
1. 診断基準の該当状況														
1-1. 直近決算年度における診断基準の該当状況		1-2. 経年推移				1-3. 類似団体平均との比較								
直近決算年度実績値		診断基準の 該当状況	判定	前々期	前期	今期	第1期	第2期	前々期比	判定	直近決算年度実績値		類似団体平均	判定
債務償還可能年数				債務償還可能年数			0.0年	○	○	○			債務償還可能年数	0.0年
実質債務月収倍率		債務		実質債務月収倍率		0.0月	○	○	○		実質債務月収倍率	0.0月		
積立金等月収倍率		積立	該当	積立金等月収倍率		0.0月	○	○	○		積立金等月収倍率	0.0月		
行政経常収支率		収支	該当	行政経常収支率		0.0%	○	○	○		行政経常収支率	0.0%		
【確認】 <input type="checkbox"/> 診断基準の該当状況はない。 <input type="checkbox"/> 診断基準の該当状況が認められるが、該当する指標が著しく高い(又は低い)ものとなっていない。 <input type="checkbox"/> 診断基準の該当状況が認められ、該当する指標が著しく高い(又は低い)ものとなっている。			【確認】 <input type="checkbox"/> 診断基準の該当状況が認められる系統に係る著しく高い(又は低い)指標が、第1期及び第2期ともに改善していない、又は、第1期と第2期のいずれか一方は改善しているものの、今期は前々期より改善していない。 <input type="checkbox"/> 診断基準の該当状況が認められる系統に係る著しく高い(又は低い)指標が、第1期及び第2期ともに改善していない、又は、第1期と第2期のいずれか一方は改善しているものの、今期は前々期より改善していない。				【確認】 <input type="checkbox"/> 診断基準の該当状況が認められる系統に係る指標が著しく高い(又は低い)が、いずれも類似団体平均より良い。 <input type="checkbox"/> 診断基準の該当状況が認められる系統に係る著しく高い(又は低い)指標のいずれかが、類似団体平均より悪い。							
2. 収支計画の内容		収支計画の有無		有 / 無		収支計画名・策定年度・計画期間								
(対象)診断基準の該当状況が認められる系統に係る著しく高い(又は低い)指標が、第1期及び第2期ともに改善していない、又は、第1期と第2期のいずれか一方は改善しているものの、今期は前々期より改善しておらず、かつ、類似団体平均より悪い団体														
2-1. 財務指標の見通し					2-2. 健全化判断比率の見通し					【確認】				
	直近決算年度 実績値(A)	計画最終年度 見込値(B)	(B)-(A)	判定	診断基準の 該当状況		基準値(C)	計画最終 年度値(D)	(C)-(D)	判定	<input type="checkbox"/> 財務指標の計画最終年度見込値のいずれか(又は全て)が、直近決算年度実績値より改善せず診断基準の該当状況が認められる、又は、健全化判断比率の計画最終年度値のいずれか(又は全て)が早期健全化基準以上である。 <input type="checkbox"/> 上記に該当しない。			
債務償還 可能年数	0.0年		0年	○		実質赤字比率				0.0%				
実質債務 月収倍率	0.0月		0月	○	債務	連結実質 赤字比率			0.0%	○				
積立金等 月収倍率	0.0月		0月	○	積立	実質公債費 比率			0.0%	○				
行政経常 収支率	0.0%		0%	○	収支	将来負担比率			0.0%	○				
3. 財務状況の悪化に係る特別の事情														
(対象)財務指標の計画最終年度見込値のいずれか(又は全て)が、直近決算年度実績値より改善せず診断基準の該当状況が認められる、又は、健全化判断比率の計画最終年度値のいずれか(又は全て)が早期健全化基準以上である団体														
特別の事情の有無		特別の事情の内容及び所見												
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 財務の健全性に特段の問題は認められず、財政融資資金の貸付について、適当なものとして、整理する。 <input type="checkbox"/> 財務の健全性の観点から、財政融資資金の貸付について、適当でないものとして整理する。												

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 確認の欄の「□」については、該当するものを「■」と表示すること。
- 3 判定の欄については、該当するものに「該当」と記入すること。
- 4 「債務償還可能年数」、「実質債務月収倍率」、「積立金等月収倍率」、「行政経常収支率」、これらの指標が「著しく高い（又は低い）」及び「診断基準」の定義については、「地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブック」による。

〇 〇 市長 殿

財務局（事務所、出張所）長
福岡財務支局（事務所）長
沖縄総合事務局長

年度における財政融資資金の取扱いについて

平成21年7月に地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチームが取りまとめた「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」において、「財務状況が一定以上悪化したことが明らかな地方公共団体については、財務の早期健全化を促すため、その起債に当たり、民間資金と比較して条件の有利な財政融資資金を充当する必要があるか、融資審査を厳格化すべきである。」と提言されたことを踏まえ、財務省では、平成22年度より、地方財政健全化法に基づく財政健全化団体を対象として、財務の健全性を踏まえた融資審査を実施しています。

今般、貴市の財務状況を 年度決算等に基づき確認させていただいた結果、平成 年度の財政融資資金の取扱いについて、別添のとおり通知します。

備考

用紙の大きさは日本産業規格A列4とする。

確認結果（記載例）

融資審査の厳格化については、財務の健全性の観点から、財務省で実施している財務状況把握を活用して、① 年度における診断基準の該当状況を過去からの趨勢及び類似団体との比較により確認し、更に、②今後の見通しについて、財政健全化計画に基づき、健全化判断比率及び財務状況把握における財務指標の改善の見通しを確認させていただき、①及び②においていずれも問題がある場合、財政融資資金の貸付けを行なわないことが適当と整理することとしています。

貴市においては、下記のとおり、実質債務月収倍率を要因とした債務高水準という財務上の留意すべき状況が平成18年度以降続いており、年度においては、実質債務月収倍率は32ヶ月と基準値である24ヶ月を大幅に上回っている状況です。この数値を類似団体(人口規模)と比較しても、類似団体平均(16ヶ月)を大幅に上回っているところとなっています。また、今後の見通しについても、財政健全化計画の最終年度である平成25年度において、健全化判断比率は早期健全化基準未滿となっているものの、実質債務月収倍率が年度決算より悪化したものとなっています(32ヶ月→39ヶ月)。

こうした状況を踏まえ、年度について、財政融資資金の貸付けを行なわないことが適当であると整理いたしました(ただし、一般会計債のうち災害復旧事業、辺地対策事業、過疎対策事業及び一般補助施設整備等事業(特別転貸債)に係るもの並びに公営企業債を除きます)。

記

1. 診断基準の該当状況

- ① 年度決算における診断基準の該当状況
- ② 経年推移
- ③ 類似団体平均との比較

2. 今後の見通し

- ① 財務指標の見通し
- ② 健全化判断比率の見通し

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長 殿
組 合 管 理 者 (長)

財務局(事務所、出張所)長
福岡財務支局(事務所)長
沖縄総合事務局長

財政融資資金貸付予定額通知書

年度地方債(年度財政融資資金)について、財政融資資金貸付予定額を下記のとおり通知します。

記

(単位:千円)

地方債計画事業 区	事業名	貸付予定額	貸付決定の対象事業内容		備考
			事業費	事業内容	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)第28条の2第2項の規定により通知する場合には、本書式ではなく別紙第3号書式(乙)を使用する。

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長 殿
組 合 管 理 者 (長)

財務局(事務所、出張所)長
福岡財務支局(事務所)長
沖縄総合事務局長

財政融資資金貸付予定額通知書

年度地方債(年度財政融資資金)について、財政融資資金貸付予定額を下記のとおり通知します。

なお、下記事業に係る財政融資資金の貸付を受けることのできる期日は、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第28条の2第2項に基づき、 年3月末日となります。

記

(単位:千円)

地方債計画事業 区 分	事業名	貸付予定額	貸付決定の対象事業内容		備考
			事業費	事業内容	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 この書式は、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)第28条の2第2項の規定により通知する場合に使用する。

別紙第3号書式(丙)

第 年 月 号
日

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長 殿
組 合 管 理 者 (長)

財 務 局 (事 務 所 、 出 張 所) 長
福 岡 財 務 支 局 (事 務 所) 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長

財政融資資金貸付予定額通知書
(資金貸付予定額の決定を行わないことについて)

年度地方債について、事業計画の内容等を審査した結果、財政融資資金貸付
予定額の決定を行わないこととしましたので通知します。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 年 月 日 号

都 道 府 県 知 事
 市 町 村 長 殿
 組 合 管 理 者 (長)

財務局(事務所、出張所)長
 福岡財務支局(事務所)長
 沖縄総合事務局長

財政融資資金貸付予定額変更通知書

年 月 日付 第 号をもって通知した財政融資資金貸付予定額等
 について下記のとおり変更することとしたから通知します。

記

(単位:千円)

地 方 債 計 画 事 業 分 区					貸付決定の対象事業内容	
	事 業 名	当 初 貸 付 予 定 額	今 回 増 減 (Δ) 額	変 更 後 の 貸 付 予 定 額	事 業 費	事 業 内 容

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 年 月 号
日

都 道 府 県 知 事 殿

財務局(事務所、出張所)長
福岡財務支局(事務所)長
沖縄総合事務局長

財政融資資金貸付予定額変更通知書
(関係都道府県分)

財政融資資金貸付予定額等について、下記のとおり変更を承認したことを通知します。

記

(単位:千円)

地方債計画事業区分						
団体名	事業名	当初貸付 予定額	今回増減 (△)額	変更後の 貸付予定額	貸付決定の 対象事業内容	
					事業費	事業内容

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 号
年 月 日

都道府県知事
市町村長 殿
組合管理者（長）

財務局（事務所、出張所）長
福岡財務支局（事務所）長
沖縄総合事務局長

財政融資資金貸付予定額変更通知書
（計画変更を承認しないことについて）

年 月 日付第 号による 年度財政融資資金貸付予定額に係る事業計画の変更承認申請については、変更を認めないこととしたので通知します。

備考

用紙の大きさは日本産業規格A列4とする。

別紙第5号書式（甲）

財政融資資金貸付通知書（固定金利方式）	
文 書 日 付 及 び 番 号	年 月 日 第 号
貸 付 先	
貸 付 金 額	
貸 付 年 月 日	年 月 日
資 金 年 度 及 び 資 金 名	年度
用 途	
利 率	借入日現在における、約定期間及び元利金の支払方法などに応じ、国債の利回りを基準として財務大臣が定める利率
違 約 金 の 割 合	年 %
借 用 証 書 の 記 番 号	第 号
据 置 期 限	年 月 日
償 還 期 限	年 月 日
元 利 金 の 支 払 期 日	月 日 ・ 月 日
元 利 金 の 支 払 方 法	「何」の方法によるものとし、各支払期日における元利金の額は別途送付する財政融資資金貸付金償還年次表によるものとする。
指 定 店	日本銀行 店

上記のとおり財政融資資金の貸付けをすることとしたので、了知のうえ借入れの手続をされたい。また、借用証書の作成にあたっては相違のないよう注意されたい。

（地方公共団体の長）殿

（財務局（事務所、出張所）長）

（福岡財務支局（事務所）長）

（沖縄総合事務局長） 氏 名

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 この書式は、貸付先が固定金利方式を選択している場合に使用すること。
(地方短期資金及び地方長期資金等が該当)
- 3 貸付先の欄は、例えば「東京都」のように地方公共団体名を記入すること。
この場合において、貸付資金が地方公営企業法第17条の規定の適用を受けること等により、貸付先を区分する必要がある特別会計等の場合は、「東京都(水道事業会計)」のように地方公共団体名の次に()書をもって当該特別会計等の名称を付記すること。
- 4 貸付金額を記入する場合、例えば「¥16,500,000」のように金額の頭部に「¥」を付すこと。
- 5 資金名の欄は、地方長期資金等にあつては、財務省理財局長が別に定める資金名の略称を、地方短期資金にあつては、その資金名を記入すること。
- 6 用途の欄は、「何小学校改築事業」のように具体的に記入するものとし、同欄に記入できないときは、「別紙のとおり」として別紙に記入し、添付すること。
- 7 地方長期資金等にあつては、次のとおり記載すること。
 - (1) 年賦元利均等償還及び年賦元金均等償還の場合は、元利金の支払期日の欄の不要な月日を抹消すること。
 - (2) 満期一括償還の場合は、次のとおり記載すること。
 - ① 据置期限の欄の年月日を抹消すること。
 - ② 元利金の支払期日の欄は、「利子につき毎年 月 日及び 月 日 元金につき 年 月 日」と書き換え、該当する空欄箇所に年月日を記入すること。
- 8 地方短期資金にあつては、次のとおり記載すること。
 - (1) 据置期限の欄の年月日を抹消すること。
 - (2) 元利金の支払期日の欄の月日を抹消すること。
 - (3) 元利金の支払方法の欄の文字を抹消すること。

別紙第5号書式（乙）

財政融資資金貸付通知書（利率見直し方式）

文書日付及び番号	年 月 日 第 号
貸付先	
貸付金額	
貸付年月日	年 月 日
資金年度及び資金名	年度
用途	
利率	借入日現在における、約定期間及び元利金の支払方法などに応じ、国債の利回りを基準として財務大臣が定める利率（以下「適用利率」という。） ただし、年 月 日から 年 月 日までの利率については、年 月 日現在における適用利率を、年 月 日から 年 月 日までの利率については、年 月 日現在における適用利率をそれぞれ適用するものとする。
違約金の割合	年 %
借用証書の記番号	第 号
据置期限	年 月 日
償還期限	年 月 日
元利金の支払期日	月 日 ・ 月 日
元利金の支払方法	「何」の方法によるものとし、各支払期日における元利金の額は別途送付する財政融資資金貸付金償還年次表によるものとする。
指定店	日本銀行 店

上記のとおり財政融資資金の貸付けをすることとしたので、了知のうえ借入れの手続きをされたい。また、借用証書の作成にあたっては相違のないよう注意されたい。

（地方公共団体の長）殿

（財務局（事務所、出張所）長）

（福岡財務支局（事務所）長）

（沖縄総合事務局長） 氏 名

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 この書式は、貸付先が利率見直し方式を選択している場合に使用すること。
(地方長期資金等が該当)
- 3 貸付先の欄は、例えば「東京都」のように地方公共団体名を記入すること。
この場合において、貸付資金が地方公営企業法第17条の規定の適用を受けること等により、貸付先を区分する必要がある特別会計等の場合は、「東京都(水道事業会計)」のように地方公共団体名の次に()書をもって当該特別会計等の名称を付記すること。
- 4 貸付金額を記入する場合、例えば「¥16,500,000」のように金額の頭部に「¥」を付すこと。
- 5 資金名の欄は、財務省理財局長が別に定める資金名の略称を記入すること。
- 6 用途の欄は、「何小学校改築事業」のように具体的に記入するものとし、同欄に記入できないときは、「別紙のとおり」として別紙に記入し、添付すること。
- 7 利率の欄のただし書については、該当する空欄箇所に年月日を記入し、該当しない箇所に一線を記入する等、所要の調整を加えること。
- 8 年賦元利均等償還及び年賦元金均等償還の場合は、元利金の支払期日の欄の不要な月日を抹消すること。
- 9 満期一括償還の場合は、次のとおり記載すること。
 - (1) 据置期限の欄の年月日を抹消すること。
 - (2) 元利金の支払期日の欄は、「利子につき毎年 月 日及び 月 日 元金につき 年 月 日」と書き換え、該当する空欄箇所に年月日を記入すること。

第 号
年 月 日

都道府県知事
市町村長 殿
組合管理者（長）

財務局（事務所、出張所）長
福岡財務支局（事務所）長
沖縄総合事務局長

財政融資資金貸付通知書
（貸付を行わないことについて）

年 月 日付第 号による借入申込みについては、貸付を行わないこととしたので通知します。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 年 月 号 日

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長 殿
組 合 管 理 者 (長)

財 務 局 (事 務 所 、 出 張 所) 長
福 岡 財 務 支 局 (事 務 所) 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長

財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認通知書

年 月 日付 第 号をもって申請のあった標記のことについては
下記のとおり承認されたので通知します。

記

事 業 名	貸 付 予 定 額	新 た な 貸 付 期 日	備 考
	千円		

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 号
年 月 日

都道府県知事
市町村長 殿
組合管理者（長）

財務局（事務所、出張所）長
福岡財務支局（事務所）長
沖縄総合事務局長

財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認通知書
（期日延長を承認しないことについて）

年 月 日付第 号による期日延長承認申請については、延長を認めないこととしたので通知します。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別紙第8号書式（甲）

財政融資資金借換通知書			
文書日付及び番号	年 月 日 第 号		
貸付先			
区分	借換前	借換後	
貸付金額			
貸付又は借換年月日	年 月 日	年 月 日	
資金年度	年度		
用途			
利率	年 %	借入日現在における、約定期間及び元利金の支払方法などに応じ、国債の利回りを基準として財務大臣が定める利率	
違約金の割合	年 %	年 %	
借用証書の記番号	第 ① ③ 号 ② ④	第 号	
償還期限	年 月 日	年 月 日	
差引資金貸付額			
差引資金償還額			
指定店	日本銀行 店		
<p>上記のとおり財政融資資金の借換えをすることとしたので、了知のうえ借入れの手続きをされたい。</p> <p>（地方公共団体の長） 殿</p> <p>（財務局（事務所、出張所）長） （福岡財務支局（事務所）長） （沖縄総合事務局長） 氏 名</p>			

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 この書式は、地方短期資金を借り換える場合に使用すること。
- 3 貸付金額（借換前）の欄は、借換時における貸付現在額を記入すること。従って、借換前に一部繰上償還があった場合は、当該一部繰上償還等が行われた後の金額を記入すること。
- 4 借換前の借用証書が5口以上あるときは、借換前の貸付金額の欄が合計額をもって記入し、借用証書の記番号の欄は「明細書別紙」と記入し、貸付金額、貸付日及び借用証書の記番号等の明細書を添付すること。

第 号
年 月 日

都道府県知事
市町村長 殿
組合管理者(長)

財務局（事務所、出張所）長
福岡財務支局（事務所）長
沖縄総合事務局長

財政融資資金借換通知書
（借換に応じないことについて）

年 月 日付第 号による借換申込みについては、借換に応じないこととしたので通知します。

備考

用紙の大きさは日本産業規格A列4とする。

財政融資資金地方短期資金借入申込審査書

(単位：百万円)

団体名		<input type="checkbox"/> 一般会計	<input type="checkbox"/> 企業会計（ 会計）	
借入申込	資金種別	<input type="checkbox"/> 一般財政調整資金	<input type="checkbox"/> 災害つなぎ資金	
	新規・借換 の別	<input type="checkbox"/> 新規		
		<input type="checkbox"/> 借換 貸付額 百万円 貸付日 年 月 日 償還日 年 月 日		
借入金額	金 百万円	貸付日 年 月 日 償還日 年 月 日 貸付期間 (ヶ月)		
借入申込 審査	申込理由			
	償還財源 (見込)			
	借入金額 の確認	1. 借入月の収支差額		
		①歳入見込額	百万円	資金繰表の(A)の額
		②歳出見込額	百万円	資金繰表の(B)の額
収支差額(①-②)		(1) 百万円	資金繰表の(A)-(B)の額	
2. 借入月の財政融資資金以外の借入償還(見込み)額				
③借入額	百万円			
④償還額	百万円			
差額(③-④)	(2) 百万円			
3. 前月末現在現預金残高 ※資金繰表の前月(A)-(B)+(C)の額				
現預金残高	(3) 百万円			
4. 歳計現金一時不足額 (1) + (2) + (3) = 百万円				
5. 貸付決定額 (審査過程を記載)				
特記事項				

備考

用紙の大きさは日本産業規格A列4とする。

年度財務状況ヒアリング実施予定団体一覧表

	財務局 財務事務所名	団体名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

備考

1. 用紙の大きさは日本産業規格A列4とする。
2. 実施団体数に応じて、必要な行を追加すること。

別紙第11号書式

年度財務状況ヒアリング実施報告書

報告日： 年 月 日

財務(支)局名： _____

実施結果

	団体名		ヒアリング実施			診断結果				類型			今後の見通し				診断表手交			融資審査の厳格化				
	県名	市町村名	実施日	実施者	対応者	債務高水準	積立低水準	収支低水準	該当なし	債務系統	積立系統	収支系統	収支計画の進捗状況	債務償還可能年数	実質債務月収倍率	積立金等月収倍率	行政経常収支率	手交日	手交者	対応者	融資審査表作成の有無	診断表特記の有無	財政融資貸付不可	
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
#																								

備考

- 「診断結果」の各欄については、該当するものに「○」を記載すること。
- 「類型」の各欄については、別添「事例の類型一覧」を参照し、該当する類型を記載すること。
- 「今後の見通し」のうち、「収支計画の進捗状況」欄については、以下の用例に従い記載すること。
 - ・計画どおり進捗している。・・・○
 - ・計画どおり進捗していない。・・・×
 - ・進捗状況を判断できない。・・・-
- 「今後の見通し」のうち、「財務の改善状況」の各欄については、以下の用例に従い記載すること。

(債務償還可能年数)	(実質債務月収倍率)	(積立金等月収倍率)	(行政経常収支率)	
短期化する見通し	低下する見通し	上昇する見通し	上昇する見通し	・・・○
概ね横ばいの見通し	概ね横ばいの見通し	概ね横ばいの見通し	概ね横ばいの見通し	・・・△
長期化する見通し	上昇する見通し	低下する見通し	低下する見通し	・・・×
その他	その他	その他	その他	・・・-
- 「融資審査の厳格化」の各欄については、該当するものに「○」を記載すること。
- 実施団体数に応じて、必要な行を追加すること。

参考事項

	団体名		主要要因																	公営企業の経営状況悪化					
			債務高水準						積立低水準			収支低水準								繰出比率			資金不足		
	県名	市町村名	建設債	臨時債等	有利子負債相当額				資金繰り目的	建設投資目的	その他	地方税の減少	地方譲与税・交付金の減少	地方交付税の減少	国県支出金等の減少	人件費の増加	物件費の増加	扶助費の増加	補助費等繰出金の増加	その他	上水道	病院	下水道	上水道	病院
								翌年度繰上充用金																	
1																									
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									

備考

1. 「主要要因」、及び、「公営企業の経営状況悪化」の各欄については、該当するものに「○」を記載すること。
2. 実施団体数に応じて、必要な行を追加すること。

事例の類型一覧

系統	類型	診断基準の該当状況の有無	過去4年間の診断基準の該当状況の有無
債務系統	A	債務高水準に該当	過去4年間のうち、いずれかの年度において、債務高水準に該当
	B	債務高水準に該当	過去4年間のうち、いずれの年度においても、債務高水準に該当せず
	C	債務高水準に該当せず	過去4年間のうち、いずれかの年度において、債務高水準に該当
	D	債務高水準に該当せず	過去4年間のうち、いずれの年度においても、債務高水準に該当せず
積立系統	E	積立低水準に該当	過去4年間のうち、いずれかの年度において、積立低水準に該当
	F	積立低水準に該当	過去4年間のうち、いずれの年度においても、積立低水準に該当せず
	G	積立低水準に該当せず	過去4年間のうち、いずれかの年度において、積立低水準に該当
	H	積立低水準に該当せず	過去4年間のうち、いずれの年度においても、積立低水準に該当せず
収支系統	I	収支低水準に該当	過去4年間のうち、いずれかの年度において、収支低水準に該当
	J	収支低水準に該当	過去4年間のうち、いずれの年度においても、収支低水準に該当せず
	K	収支低水準に該当せず	過去4年間のうち、いずれかの年度において、収支低水準に該当
	L	収支低水準に該当せず	過去4年間のうち、いずれの年度においても、収支低水準に該当せず

(注) 決算において、各系統毎に該当する類型を選択すること。